

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和2年12月21日(月)
14時00分～15時00分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者
教 育 長 花 井 和 徳
教育長職務代理者 渥 美 利 之
委 員 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐和子
委 員 神 谷 紀 彦

(職員)
学校教育部長 伊 熊 規 行
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太
学校教育部次長(教職員課長) 高 橋 宏 典
学校教育部参事(教育審議監) 竹 内 孝 夫
市立高等学校校長 柳 本 佳奈子
文化振興担当部長 中 村 公 彦
文化財課長 鈴 木 一 有

(事務局職員)
教育総務課長補佐 影 山 和 則
教育総務課総務グループ長 笹 ヶ 瀬 優
教育総務課主任 木 下 知 紗
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無
- 8 会議記録

(教育長) 令和2年12月21日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可することとする。

ただし、第59号議案については、人事案件になるため、非公開で行うこととするがよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、一部非公開とする。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は渥美委員と田中委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が3件、報告が1件ある。第59号議案については、非公開で行うため、予定するすべての議事の最後に審議する。

最初に、第57号議案「浜松市教育職員の給与に関する規制の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課長) 第57号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正について」説明する。議案は1から6ページまで、議案の説明資料は7ページである。7ページをご覧いただきたい。提案理由は、教育職員の通勤手当について、高速道路の利用料金を通勤手当として支給可能とする、浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正を受け、規則改正を行うほか、教職員人事評価を活用した昇給制度の導入に伴う所要の整備を行うものである。改正内容の1つめは、通勤手当として高速道路の利用料金を支給することである。(1)改正経緯は、天竜区龍山町で国道152号等の通行止めが発生し、一部職員において三遠南信自動車道を迂回路とするなど、通勤が長距離・長時間となり、負担が大幅に増加していることから、高速道路の利用を認めるとともに、今後自然災害等により、通勤事情に影響を及ぼす事態が生じた場合にも対応できるよう、制度改正を行うものである。(2)の支給対象は、高速道路の利用により通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる職員に対し、高速道路の利用料金を通勤手当として支給する。2つめは、教職員人事評価を活用した昇給制度の導入に伴う所要の整備である。教職員の人事評価を活用した昇給制度を令和3年1月1日から導入することに伴い、昇給に関する経過措置を廃止するなど、所要の整備を行う。施行期日は令和3年1月1日である。なお、本規則は人事委員会の協議が必要となるが、

新型コロナウイルス感染拡大防止により臨時の人事委員会の開催を控えているため、12月25日に開催される定例の人事委員会での合意を前提としての審議をお願いする。事務局を通して改正内容は人事委員会に通達済である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 改正内容の2について、詳細な説明をお願いする。

(教職員課長) 浜松市の職員は、人事評価を活用した昇給制度が既に導入されており、教職員については、令和3年1月1日から導入するものになる。改正前後の対照表の6ページの第6項をご覧いただきたい。給与条例第7条第1項の規定による昇給については、当分の間、第14条及び第15条の規定は、適用しない。この文言を入れることによって、評価制度が導入されるまでは、定期的な昇給にとどめておくという経過措置をとってきた。今後は、今までの一律4号昇給ではなく、評価によって昇給の幅を変え、メリハリのきいた昇給制度とするため、規則から削除するものである。

(安田委員) 1月から浜松市の職員と同じような昇給制度となるということか。

(教職員課長) その通りである。

(安田委員) 浜松市の職員は、2、3年前からこの制度を導入しているのか。

(教職員課長) もう少し前から導入している。

(安田委員) 人事評価がどの程度昇給に反映されるのか分からないため、混乱が起きるのではないか。

(教職員課長) 職員の評価制度については、令和3年1月から昇給に反映させるために、一昨年以上前から各学校長に丁寧に説明を行っている。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認することとする。

次に、第58号議案「浜松市立高等学校学則の一部改正について」市立高等学校から

説明をお願いする。

(市立高等学校長) 第 58 号議案「浜松市立高等学校学則の一部改正について」について説明する。説明資料は 9 ページから 13 ページである。提案理由は、浜松市の「書面規制、押印等見直し指針」に基づく、押印等の見直しの実施に伴い、学則の一部を改正するものである。改正内容は次のとおりである。1 浜松市立高等学校学則の一部改正について、第 11 条「願書の提出」は、市立高等学校長に提出する書類における押印を、自署の場合は不要とするものである。2 浜松市立高等学校学則の一部改正について、第 12 条「誓約書」から第 20 条「留学」までの規定中、市立高等学校長に提出する書類における押印を、自署の場合は不要とするものである。1 つめの改正内容は入学願書に関するものであり、令和 3 年度の入試から適用する。施行期日は公布日からである。ただし、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 学則内の押印等の見直しは理解できたが、学則以外の部分で市立高校として押印を見直す部分はあるか。学割の申請等、日常の学校生活内で見直せる部分はある気がする。

(市立高等学校長) 今後検討していく予定である。

(安田委員) 小中学校についても同様だが、学校ごとにバラバラに検討するのではなく、例えば市立高等学校で検討したものを基にするなどして、小中学校も押印見直しの検討を進めてほしい。

(教育総務課長) 市立高等学校は入学願書の都合上、今回先行して改正するが、これ以外の教育委員会規則についても、2 月の教育委員会定例会での押印見直しの規則改正を予定している。その他、学校と保護者間のやりとりに関する押印は、基本的に廃止の方向で、学校へガイドラインを作成し示す予定である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

ここで、報告事項に移る。

(報 告)

ア 浜松市文化財保存活用地域計画（案）のパブリック・コメント実施について
(文化財課)

(議 案) ※非公開

第 59 号議案 教職員の人事について (教職員課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。